

令和7年第8回 邑南町議会定例会（第2日目）会議録

1. 招集年月日 令和7年12月2日（令和7年11月26日告示）
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場
 3. 開 会 令和7年12月8日（月） 午前9時30分
 散会 午前10時14分

4. 応招議員

| 議席 | 氏 名 | 議席 | 氏 名 | 議席 | 氏 名 | 議席 | 氏 名 |
|-----|-------|------|-------|------|-------|------|-------|
| 1 番 | 石國佳壽子 | 2 番 | 奈須 正宜 | 3 番 | 鍵本 亜紀 | 4 番 | 野田 佳文 |
| 5 番 | 日高八重美 | 6 番 | 瀧田 均 | 7 番 | 平野 一成 | 8 番 | 宮田 博 |
| 9 番 | 中村 昌史 | 10 番 | 辰田 直久 | 11 番 | 山中 康樹 | 12 番 | 漆谷 光夫 |

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 12名

| 議席 | 氏 名 | 議席 | 氏 名 | 議席 | 氏 名 | 議席 | 氏 名 |
|-----|-------|------|-------|------|-------|------|-------|
| 1 番 | 石國佳壽子 | 2 番 | 奈須 正宜 | 3 番 | 鍵本 亜紀 | 4 番 | 野田 佳文 |
| 5 番 | 日高八重美 | 6 番 | 瀧田 均 | 7 番 | 平野 一成 | 8 番 | 宮田 博 |
| 9 番 | 中村 昌史 | 10 番 | 辰田 直久 | 11 番 | 山中 康樹 | 12 番 | 漆谷 光夫 |

7. 欠席議員 なし

| 議席 | 氏 名 | 議席 | 氏 名 | 議席 | 氏 名 | 議席 | 氏 名 |
|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|
| | | | | | | | |

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

| 職 名 | 氏 名 | 職 名 | 氏 名 | 職 名 | 氏 名 |
|--------|-------|-----------|-------|-----------|-------|
| 町 長 | 大屋 光宏 | 副 町 長 | 白須 寿 | 総務課長 | 高瀬 満晃 |
| 資産経営課長 | 沖野 弘輝 | 情報みらい創造課 | 植田 啓司 | 地域みらい課長 | 田村 哲 |
| 財務課長 | 森田 政徳 | 町民課長 | 秋田 敏子 | 医療福祉政策課長 | 坂本 晶子 |
| 産業支援課長 | 小笠原誠治 | 建設課長 | 小笠原 清 | 保健課長 | 岩井 和也 |
| 羽須美支所長 | 峽戸真理恵 | 瑞穂支所長 | 三浦雄一郎 | | |
| 教 育 長 | 大橋 覚 | 学びのまち総務課長 | 原 拓矢 | 学びのまち推進課長 | 田村 成生 |
| 水道課長 | 三浦 康孝 | 監査委員 | 迫田 悦三 | | |

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 井上 義博 事務局調整監 田中 利明

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

| 議席 | 氏 名 | 議席 | 氏 名 |
|-----|--------|-----|-------|
| 1 番 | 石國 佳壽子 | 2 番 | 奈須 正宜 |

12. 本日の会議の概要は別紙のとおりである。

令和7年第8回邑南町議会定例会議事日程（第2号）

令和7年12月8日（月）午前9時30分開議

開議宣告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第90号 邑南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正
- 日程第3 議案第91号 邑南町自治会館、多目的集会所及び農村公園条例の一部改正
- 日程第4 議案第92号 邑南町教職員住宅管理条例の一部改正
- 日程第5 議案第93号 邑南町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正
- 日程第6 議案第94号 邑南町特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部改正
- 日程第7 議案第95号 邑南町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定
- 日程第8 議案第96号 工事請負契約の変更契約の締結
（高原小学校改修（2期））
- 日程第9 議案第97号 令和7年度邑南町一般会計
補正予算第8号
- 日程第10 議案第98号 令和7年度邑南町国民健康保険事業特別会計
補正予算第4号
- 日程第11 議案第99号 令和7年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計
補正予算第4号
- 日程第12 議案第100号 令和7年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計
補正予算第2号

日程第13 議案第101号 令和7年度邑南町電気通信事業特別会計
補正予算第2号

日程第14 議案第102号 令和7年度邑南町水道事業会計
補正予算第3号

令和7年第8回 邑南町議会定例会（第2日目） 会議録

【令和7年12月8日（月）】

—— 午前9時30分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

（ 開議宣告 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） おはようございます。  
（ 「おはようございます」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第1 会議録署名議員の指名 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。1番石国議員。2番奈須議員。お願いいたします。これより質疑に入ります。あらかじめお願い申し上げておきます。質疑につきましては、議案に対して疑問や不明快なことを明らかにするために、質すこととさせていただきます。なお、質疑事項が複数あればあらかじめ質疑事項を全て示し、1事項につき3回以内で質疑をお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第2 議案第90号

邑南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第2、議案第90号邑南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正を議題といたします。質疑はありますか。

●日高議員（日高八恵美） 議長、5番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 5番、日高議員。

●日高議員（日高八恵美） 質疑は、項目としては2点です。一つは、現行の改正後の文章の中に、地域限定保育士という言葉という資格があちこちで出てくるんですけども、今のこの保育士さんとの違いは何なのかということ。それから今邑南町内にはこういった限定保育士さんがいらっしゃるのかどうかお伺いします。

○坂本医療福祉政策課長（坂本晶子） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、坂本医療福祉政策課長。

○坂本医療福祉政策課長（坂本晶子） 地域限定保育士のことについてお尋ねをいただきました。この地域限定保育士という制度は、平成27年に国家戦略特別区域法に基づく特例措置として、地域限定で保育士と同様に業務を行うことを可能とするという制度ができております。今回の児童福祉法改正の中で、これが正式に法的に認定をされたというものでございます。それに伴ってそれぞれの施設に応じて設置基準の中に、この地域限定保育士というのを入れて条例を改正をしております。地域限定保育士さんが現在いらっしゃるかどうかというところのお尋ねですけれども、これについては今回児童福祉法は改正され、この地域限定保育士を設置するには県が内閣総理大臣に申請をし認可を受けた者が実施するということです。その制度上現在島根県においては、地域限定保育士という制度を取り入れておりません。したがって現在邑南町の中ではこの資格を有する保育士はいらっしゃいません。

●漆谷議長（漆谷光夫） ほかに何かありますでしょうか。  
（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようでございますので、質疑はこれで終わります。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第3 議案第91号
邑南町自治会館、多目的集会所及び農村公園条例の
一部改正 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第3、議案第91号邑南町自治会館、多目的集会所

及び農村公園条例の一部改正を議題といたします。質疑はありませんか。

●山中議員（山中康樹） 議長、11番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 11番、山中議員。

●山中議員（山中康樹） 議案第91号の農村公園等の用途廃止の一部改正についてですが、これは瑞穂地域にある出羽農村公園と下対農村公園の用途廃止とする議案です。用途廃止するということは今後町が管理をしなくてよいということですが、この2か所の用途廃止をする理由と廃止後の町との関わりについて、産業建設常任委員会で先般説明もございましたが確認のため答弁をお願いします。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 今回用途廃止する農村公園につきましては、地元との協議の結果、必要がないと言われたところでありまして、それについて用途廃止するということでございます。町との関係ですけれども、私有地でありますので今回は構造物等を撤去しました後、所有者のほうにお返しするというところでございます。町との関係はそこでなくなるということでございます。

●山中議員（山中康樹） 議長、11番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 11番、山中議員。

●山中議員（山中康樹） 今度は私有地になるということですが、出羽農村公園、高いところへある分ですが、今までと違うところは今度は町の管理でなくなるということ。そこで利用される。あそこに行かれた。いろんなことでけがをされたときには、関係ないということは、町の責任はないという見方でいいんですか。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 先ほど申しあげましたとおり私有地になりますので、町との関係はなくなるということです。そこで発生した事故等の一切に関しましては、所有者さんの責任になると考えております。

●山中議員（山中康樹） 議長、11番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 11番、山中議員。

●山中議員（山中康樹） ということは、そこを使われる方は、地主さんと言われました。主にその地域の人が今まで利用されていたと思いますが、それに対してどのような知らせ方をされるのか。いうのはそこは私有地になったということが分からない人が使った場合に、よそから来た人がけがをされたときには、それは地主さんがその補償をしていくのかというようなことの知らせ方は、どのようにされるのですか。いうのが三回目だった。ということで、要するに私有地になったということを一般の皆さんにどのような方法で周知をされるのか。私はしとかなないけんと思います。そういうこと考え方を聞きたいと思います。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） これまでの使い方として、あまり地域外の方が使われてるっていうのはないのかなと思ってまして、これについては対象地区内の自治会なり集落なり、そういったところで周知を図れるものと思います。特段、町として周知をするということは考えておりません。こういった議会の場でこういったことをしますので、それが周知の一つかなと思います。今回初めてではございません。これまで市木・高見のほうは既に廃止をしておりまして、それぞれ令和2年、令和4年に廃止しております。その後、何かこういった不都合な点があったということもありませんので、そういった地域内での周知の方法で伝わるものだと考えております。

●山中議員（山中康樹） 議長、11番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 11番、山中議員。

●山中議員（山中康樹） 私は、3回目に町として部外者に禁止とかこの中で事故あるときには責任を持ちませんかというものをつくるべきだというのを質問しました。今、課長の答弁は今まで高見も他のところでもなかったもので、役場としてはこれは周知はしないととったわけですが、私は、どこで何があっても知らない人はそこで何かあったときには、これは農村公園だったんじゃないか、だったらその管理が悪いんじゃないか、それは役場を補償しなさいよというようにならないために、看板をあげときなさいという意味なんです。それを今課長は、よその例でなかったのでそういう方策はとらないと。あとは自治会または地元のほうで周知をしてくださいと言われてましたが、そこはどうされるんですかということです。

●漆谷議長（漆谷光夫） 暫時休憩といたします。

—— 午前 9時41分 休憩 ——

—— 午前 9時43分 再開 ——

●漆谷議長（漆谷光夫） 再開いたします。

○白須副町長（白須寿） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、白須副町長。

○白須副町長（白須寿） 農村公園を廃止した後の取扱いでございます。今回農村公園条例からこの二つの場所については廃止をいたします。同時に遊具等は全て撤去して更地の状態で所有者のほうにお返しするという形になります。したがって、その後看板において事故があった場合の責任等の所在について、町のほうから周知をするということは考えておりません。

●漆谷議長（漆谷光夫） ほかに何かありますでしょうか。

（ 「ありません」 の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようでございますので、質疑はこれで終わります。

~~~~~○~~~~~

( 日程第 4 議案第 9 2 号  
邑南町教職員住宅管理条例の一部改正 )

●漆谷議長 (漆谷光夫) 日程第 4、議案第 9 2 号邑南町教職員住宅管理条例の一部改正を議題といたします。

質疑はありませんか。

( 「ありません」の声あり )

●漆谷議長 (漆谷光夫)

無いようですので、質疑はこれで終わります。

~~~~~○~~~~~

(日程第 5 議案第 9 3 号
邑南町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部改正)

●漆谷議長 (漆谷光夫) 日程第 5、議案第 9 3 号邑南町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正を議題といたします。質疑はありませんか。

●日高議員 (日高八恵美) 議長、5 番。

●漆谷議長 (漆谷光夫) 5 番、日高議員。

●日高議員 (日高八恵美)

個人番号利用の条例の一部改正ということですが、私自身がこれを読んでも理解がしにくいんです。具体的にはどういうことなのかということを示していただければ、分かりやすいんですが、お願いできませんか。

○高瀬総務課長 (高瀬満晃) 議長、番外。

●漆谷議長 (漆谷光夫) 番外、高瀬総務課長。

○高瀬総務課長 (高瀬満晃) 質問ありがとうございます。議案の詳細説明でも少

しさせていただきましたが、この度システムの標準化に伴いまして、住登外者宛名番号管理機能というのが新たに追加されました。この住登外者という言葉なんですが、他自治体で住民登録をされている方が邑南町で行政サービスを受ける場合、これまでのシステムではそれぞれ別々の個人番号が振られてましたが、システム標準化に伴いまして一個人の方の特定番号が共通で使えるようになります。例えば、他自治体に住民票があり、邑南町で不動産を所有していて固定資産税が課税されるとか、町内の施設に入所されるとき、他自治体に住んでおられてシステム登録される場合、今まで個別番号が振られてましたが、今後統一化されるということです。一個人に対して同一番号が振られますので、情報管理が一元管理できるということもあります。業務の省略化が図られるということです。以上です。

●日高議員（日高八恵美） 議長、5番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 5番、日高議員。

●日高議員（日高八恵美） 今まで業務でそれぞれの番号が付けられてたものが、一元管理にすることによって業務が効率化されるという理解でよろしいですか。

○高瀬総務課長（高瀬満晃） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、高瀬総務課長。

○高瀬総務課長（高瀬満晃） そうということです。

●漆谷議長（漆谷光夫） そのほかにありませんか。
（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので質疑はこれで終わります。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第6 議案第94号

邑南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する  
条例の一部改正 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第6、議案第94号邑南町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正を議題といたします。質疑はありませんか。

●山中議員（山中康樹） 議長、11番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 11番、山中議員。

●山中議員（山中康樹） この条例につきましては、町長・副町長の特別職減給に関わる条例改正だと思います。この議案は、私この度の一般質問で通告をしておりますが、水道水の濁り水放置と職員の不祥事に関わる懲戒処分を出された後に、町長・副町長の減給に関わる条例改正案が出てまいりました。当初任命権者であります町長は、副町長に対してけん責処分、これは管理監督責任の処分を下しております。また、これにつきましては懲罰委員会で決定されたことですので、新たに副町長に減給を課すと二重処分になるのではないかと。それが労働基準法の違法になるのではないのでしょうかという見解でおります。この二重処分は道理的に問題があると思いますが、これについて答弁を求めます。

○白須副町長（白須寿） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、白須副町長。

○白須副町長（白須寿） 今回の条例改正の前提には、山中議員さんが言われたように、団地の水道水の対応において不適切な部分があったということで、懲戒等の処分に関係するものでございます。副町長は、けん責処分ということで受けておりますが、これは非違行為があった場合地方公務員法並びに邑南町の場合は懲戒の手続に関する条例がありますので、それに基づいて非違行為について職員の処分を行ったものでございます。一方で今回の減給でございますが、これも同じようにいろいろなルールに基づいて審議会などを開いて手続を行って、今回条例案を提出させていただいたものです。基本的には、基になるのが町長・副町長の意思でございます。こういった事態になったことの責任を町長・副町長として、こういう形で責任を取りたいということで意思に基づいて、その後必要な手続を踏んで今回条例改正をしたものでございます。労働基準法のお話もありましたが、地方公務員法それから邑南町の条例等に基づいて手続を行っておりますので、問題ないと理解しております。

●山中議員（山中康樹） 議長、11番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 11番、山中議員。

●山中議員（山中康樹） 見解としては、違法性でなしにということですね。私はどっちか分からない。一般に考えたら二つ処分をするのはおかしいんじゃないかなということを思いました。しかしながら、それは違法性はないという答弁でございました。どっちか分からない、違法性があるかないかというようなことに対して、行政としては、これは町内の企業、要するにそれと同じことになるのではないかと。町内の企業でも労働基準法によりますと、従業員さんに何かの罰を与えた場合には、それと同じことに対することで二つ目の罰は与えられない。これは完全に違法になりますというのは分かっていたんです。それが企業で言えば、役員さんの場合は、要するに両方とも町長・副町長・教育長も3役です。特別職という身分なので、これは違法性はないということ。会社で言いますと社長と役員さん。これに対しては二回罰を与えてもいいという結果にならないかと。今の言い方にすると、役員さんには会社でいうと1回やって、その後もう1回・2回目役員さんにはしてもいいが、従業員さんには違法ですよというようなとり方になる。私の言いたいのは、町内企業の見本にならないといけない。行政が二重処分を良しとしたということになると、今後これが前例になり町内企業で社長が役員に対して、二重処分をしても良い悪い前例を生むんではないかと思いました。それで、町長の減給につきましてはいいとしながら、私は副町長の減給に対しては、議案の一部を取上げてやるべきではないかと。この前例が法律的にはよくても、同じように民間会社で社長が役員さんに対しては二回厳罰をしてもいいですよ、その代わり労働者は厳罰は駄目ですよと法的になっているので、ちょっと分かりにくいようなことだったら、この度は町長だけの減給、副町長の場合はそれを取り下げるといようなことが考えられないか、それに対する答弁をお願いします。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 若干民間とここの立場の違いがあつて、民間は社長が役員に対して処分が出せて減給ができるかもしれませんが、役場は3役に私から減給処分を下すことはできません。全て条例で認めていただくという中で、任命なり議会の

同意が必要な流れから考えると、今回は、町長は町長の意味としての減給を皆さんにお願いをする。処分として立場の反省として。副町長は副町長の立場で減給ということで、本人の意思で処罰を自分でこれが適切じゃないかということを示して同意を得るってこと。二重の処分であるとか、これが民間ができるかどうかというとは全く別の話だと思っております。私が副町長に対して、今回処分をして減給するのではないというところは理解いただきたいと思います。

●山中議員（山中康樹） 議長、11番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 11番、山中議員。

●山中議員（山中康樹） 町長の答弁を聞きますと、この度の減給に対しては町長から副町長にあんたも一緒にやれやとか、3役となりますと教育長もおりますがそういう意味でなしに、これは副町長が自らその減給を望んだという取り方で理解したわけです。私は一般の人が見たときに、はじめに言ったように、町長がトップにおいて一回目の分、二回目は自らというのが分かりにくいんじゃないかという意味で、この度言いようるわけです。分かりにくいことをやる必要があるんかと。町長減給のぶんはこれはオーケーです。副町長がということは、この度は副町長が自らこれを下げてくれと、もう上がるとるんでということはない限りはこのまま最終日に討論採決というように持っていかれるのか。そこの一般論言うたときにどうかなということ。もう答弁は結構ですので、今の副町長の思いが今度はどがになるかということだと思います。答弁ありやもらいます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） どのように捕られるかはあるかもしれませんが、制度として町長が3役を処分する制度はない。議案として出してそれを見ていただくしかない。分かりにくさとかあればそれは制度上の問題であって、制度にのっとってそれぞれの意思で組織としての問題をどのように責任をとるかっていうこと。3役も自らの責任をとる方法としてこの方法しかないということ。町民の方が見てどう思うかっていうのは、制度上の問題であるので、皆さんのほうで何らかの制度上の問題を指摘していただくしかないのかなと思います。

●漆谷議長（漆谷光夫） ほかにありますでしょうか。

●日高議員（日高八恵美） 議長、5番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 5番、日高議員。

●日高議員（日高八恵美） 期末手当の率のことなんですけど、これは減給とは関係ないことだと理解してます。100分の160から100分の196.25に改めるといふところの根拠です。説明のときには、職員さんと逆転をすゝるか説明があつたと思うんです。その辺り少し詳しく教えていただけませんか。

○高瀬総務課長（高瀬満晃） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、高瀬総務課長。

○高瀬総務課長（高瀬満晃） 議案の詳細説明で教育長との逆転現象のことを少しお話をさせてもらいました。これまで期末手当支給率は改正されてませんでした。昨今の人事院勧告でプラス改定がされていく中、これまでは課長職と3役については開きがあつたんですがだんだんと縮まってきまして、平成31年、令和元年のところで、課長職と教育長職で賞与の逆転現象が起きております。令和2年・3年のところでは改定なし。支給率も引下げがあつたりしたんですがそれでも差はそのまま縮まることもなく、令和4年以降についてはプラス改定がされてきましたので、課長職と教育長職での逆転現象の幅が大きくなつたところすゝ。このまま人事勧告がプラス改定されていくということになりますと、その差はますます広がっていきますので、長年見直しもされてなかつた状態のものを一旦整理させてもらいたいということで、今回期末手当の支給率についてプラス改定のほうさしてもらつたところすゝ。それから賞与ばかりでなく給与についても、かなり教育長職のほうに追いついていくような状況にもなりましたので、まずは期末手当の支給率から改定をさせてもらえよということすゝ、この度条例改定を出させてもらつております。

●日高議員（日高八恵美） 議長、5番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 5番、日高議員。

●日高議員（日高八恵美） 逆転をしないようにそろえるための率がこの率という形になるということですか。失礼な言い方になりますが、逆転したまま、このままいくというのはできないことなんですか。

○高瀬総務課長（高瀬満晃） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、高瀬総務課長。

○高瀬総務課長（高瀬満晃） 職責に応じた手当というのは必要かと考えます。特別職審議会開催し最終的な答申をいただいて、今回のプラス改定の支給率のプラス改定のほうを出させてもらっておりますので、妥当という判断をいただいたと思っております。

●日高議員（日高八恵美） 議長、5番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 5番、日高議員。

●日高議員（日高八恵美） 3回目ですけど、今回一旦並んだとしても今から人事院勧告とか職員さんの給与は上がっていく中で、特別職がそのままだと逆転現象が起こりうるということですが、そのときどう対応されるのかお願いします。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 以前から、議員報酬を変える立場の議会のときからもずっと思っていました。邑南町議会においても町長含めた3役の特別職についても、合併以来基本給に対して何ら改定してこなかった。ここ10年ぐらい期末手当についても、職員は人事院勧告に合わせて少しずつは変えてきてたけど、どっかの時点から一切さわらなくなってきた。物価高騰等のこと。3役の職責。職員給料とのバランス等を考えたときに、町長は選挙等自らでっていうところありますが、副町長・教育長っていうのは、どういう人材を選んでくるか。お願いするのか。職員の方からということもありますし、自治体は県からということもあります。そういうことを考えたとき

に、職員と逆転するような状態で職員の方から選べるかとか、県から来ていただけるか。ましてや定年延長が65歳までになるときに、今後の人材確保を考えればしっかりした報酬体系にしなきゃいけない。一方で、島根県であるとか松江市も今回出されてきましたが、人事院勧告に基づいて報酬審議会、その3役等の特別職の報酬・議員さんを含めて改定をされる自治体と、県内の町村はなかなかその動きがなくて、邑南町だけが本体の月額報酬を変えられる状態になるかっていうとちょっと難しい。隣の鳥取県は議員さん含めて人事院勧告に合わせて改定されているので、かなり高くなってきてる。それぞれ事情を勘案したときに、まず今回最低限のということで期末手当を少し変えさせていただくことによって、バランスをとらせていただきたいということです。今後はって聞かれましたが背景を考えると、どこかできちっと見直していく、上がるときに上がる、人事院勧告に基づいて下がる時は下がるを含めて、バランスのとれる報酬体系は考えていかなきゃいけないと思ってます。逆転されたときはどうされるかという質問ですが、そうならないように少しまた議員の皆さんとも相談させていただければと思います。

●漆谷議長（漆谷光夫） そのほかにありますか。  
（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので、質疑はこれで終わります。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第7 議案第95号
邑南町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の制定 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第7、議案第95号邑南町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定を議題といたします。質疑はありませんか。

●日高議員（日高八恵美） 議長、5番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 5番、日高議員。

●日高議員（日高八恵美） この条例は、よく報道とかでもされてるこども誰でも

通園制度という制度だと思うんですけど、これを利用できる保育所っていうのは町内では限られているのか。全保育所が対象になってるのか教えてください。

○坂本医療福祉政策課長（坂本晶子） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、坂本医療福祉政策課長。

○坂本医療福祉政策課長（坂本晶子） 4月から実施ということで現在各法人と協議中でございますけれども、各法人において1か所程度と現在協議をしているところ
です。

●日高議員（日高八恵美） 議長、5番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 5番、日高議員。

●日高議員（日高八恵美） 私もちよつと認識不足なんですけど、一時預かり保育
というのとは違う性質のものなんですか。

○坂本医療福祉政策課長（坂本晶子） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、坂本医療福祉政策課長。

○坂本医療福祉政策課長（坂本晶子） 現在邑南町でも一時預かりを実施して
おります。この一時預かり事業というのは、保護者の都合で保育所を一時的に利用する
もの。例えば、受診が必要なので、御家族の冠婚葬祭でとか子どもさんの保育ができ
ない場合に一時的に預かる事業。こども誰でも通園制度事業というのは、子どもの育
ちや成長の観点から、保護者さんが勤めている勤めてないにかかわらず、御家庭に
いらっしゃる間に保護者の御希望で保育所を利用されるという事業で、少し区別を
しているものです。

●日高議員（日高八恵美） 議長、5番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 5番、日高議員。

●日高議員（日高八恵美） 制度を使うときには、例えば、今から1か所園を指定されるということだったんですけど、対象の子どもさんが町外に住民票があるのかなとか。町外からも利用できるのかとか。そういう要綱、そういうのはこれからなんですか。それとももう決まったものがあるんでしょうか。

○坂本医療福祉政策課長（坂本晶子） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、坂本医療福祉政策課長。

○坂本医療福祉政策課長（坂本晶子） 先ほどの一つ前の質問の少し確認ですけども、今協議中なのは町内に1か所ではなくて、各法人に1か所で協議をしているところです。この度御質問をいただいた申請ですけども、これは保護者が自分の市町村へ申請をします。町が認定をした後、保護者さんが御希望になられる保育所へ御相談をいただいて調整をされるというものです。町内、里帰り。そういうところを全て対応している事業になります。

●漆谷議長（漆谷光夫） ほかにありませんか。
（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようでございますので、質疑はこれで終わります。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第8 議案第96号

工事請負契約の変更契約の締結

（ 高原小学校改修（2期） ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第8、議案第96号工事請負契約の変更契約の締結を議題といたします。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので、質疑はこれで終わります。引き続き行います補正予算の質疑に関しましては、あらかじめページ数を示して行っていただきますようお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

(日程第 9 議案第 97 号
令和 7 年度 邑南町 一般会計 補正 予算 第 8 号)

●漆谷議長 (漆谷光夫) 日程第 9、議案第 97 号 令和 7 年度 邑南町 一般会計 補正 予算 第 8 号 を議題 といた します。質 疑はあ りませ んか。

(「あ りませ ん」の 声あり)

●漆谷議長 (漆谷光夫) 無 いよ うです ので、質 疑はこ れで終 わりま す。

~~~~~○~~~~~

( 日程第 10 議案第 98 号  
令和 7 年度 邑南町 国民健康 保険事 業特別 会計 補正 予算 第 4 号 )

●漆谷議長 (漆谷光夫) 日程第 10、議案第 98 号 令和 7 年度 邑南町 国民健康 保険事 業特別 会計補 正予算 第 4 号 を議題 といた します。質 疑はあ りませ んか。

( 「あ りませ ん」の 声あり )

●漆谷議長 (漆谷光夫) 無 いよ うです ので、質 疑はこ れで終 わりま す。

~~~~~○~~~~~

(日程第 11 議案第 99 号
令和 7 年度 邑南町 国民健康 保険直 営診療 所事業 特別会 計補 正予算 第 4 号)

●漆谷議長 (漆谷光夫) 日程第 11、議案第 99 号 令和 7 年度 邑南町 国民健康 保険直 営診療 所事業 特別会 計補 正予算 第 4 号 を議題 といた します。質 疑はあ りませ んか。

(「あ りませ ん」の 声あり)

●漆谷議長 (漆谷光夫) 無 いよ うです ので、質 疑はこ れで終 わりま す。

~~~~~○~~~~~

( 日程第 1 2 議案第 1 0 0 号

令和 7 年度 邑南町 後期高齢者医療事業特別会計  
補正予算第 2 号 )

●漆谷議長 (漆谷光夫) 日程第 1 2、議案第 1 0 0 号令和 7 年度 邑南町 後期高齢者医療事業特別会計補正予算第 2 号を議題といたします。質疑はありませんか。

( 「ありません」 の声あり )

●漆谷議長 (漆谷光夫) 無いようですので、質疑はこれで終わります。

~~~~~○~~~~~

(日程第 1 3 議案第 1 0 1 号

令和 7 年 邑南町 電気通信事業特別会計補正予算第 2 号)

●漆谷議長 (漆谷光夫) 日程第 1 3、議案第 1 0 1 号令和 7 年 邑南町 電気通信事業特別会計補正予算第 2 号を議題といたします。質疑はありませんか。

(「ありません」 の声あり)

●漆谷議長 (漆谷光夫) 無いようですので、質疑はこれで終わります。

~~~~~○~~~~~

( 日程第 1 4 議案第 1 0 2 号

令和 7 年度 邑南町 水道事業会計補正予算第 3 号 )

●漆谷議長 (漆谷光夫) 日程第 1 4、議案第 1 0 2 号令和 7 年度 邑南町 水道事業会計補正予算第 3 号を議題といたします。質疑はありませんか。

( 「ありません」 の声あり )

●漆谷議長 (漆谷光夫) 無いようですので、質疑はこれで終わります。

~~~~~○~~~~~

(散会宣告)

●漆谷議長 (漆谷光夫) 以上で、本日の日程は全て議了いたしました。本日はこ

れにて散会といたします。お疲れ様でした。

—— 午前 10時 14分 散会 ——